

国立大学法人鹿屋体育大学通則

〔平成16年4月1日
規則第1号〕

改正	平成18年5月11日	平成27年6月26日	令和3年5月26日
	規則第13号	規則第31号	規則第39号
	平成18年9月21日	平成27年12月28日	令和4年2月2日
	規則第21号	規則第41号	規則第1号
	平成19年3月22日	平成28年11月2日	令和4年10月28日
	規則第4号	規則第31号	規則第54号
	平成23年2月7日	平成29年12月22日	令和5年3月16日
	規則第2号	規則第32号	規則第7号
	平成23年12月1日	平成30年3月29日	
	規則第24号	規則第13号	
	平成27年3月27日	平成31年3月22日	
	規則第14号	規則第6号	

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第1節 設立、目的、事務所及び業務の範囲等（第1条－第6条）

第2章 法人の組織（第7条－第25条）

第1節 役員及び職員（第7条－第14条）

第2節 役員の欠格条項及び解任（第15条－第19条）

第3節 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考・監察会議等（第20条－第24条）

第4節 事務組織（第25条）

第3章 中期目標及び中期計画等（第26条－第29条）

第1節 中期目標及び中期計画等（第26条－第29条）

第4章 大学の組織（第30条－第46条）

第1節 教育研究組織等（第30条－第36条）

第2節 職員及び大学の組織の長（第37条－第41条）

第3節 大学の運営組織（第42条－第46条）

第5章 雑則（第47条－第50条）

附則

第1章 総則

第1節 設立、法人の目的、事務所及び業務の範囲等

（趣旨）

第1条 この通則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定に基づき国立大学法人鹿屋体育大学の設立、目的、業務の範囲等に関し、必要な事項を定める。

（法人の設立及び大学の設置）

第2条 国立大学法人鹿屋体育大学は、法人法第4条の規定により設立される国立大学法人とする。

2 鹿屋体育大学は、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「法人」という。）が設置する国立大学

とする。

(法人の目的)

第3条 法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

(事務所)

第4条 法人の事務所は、鹿児島県鹿屋市白水町1番地に置く。

(資本金)

第5条 法人の資本金は、法人法第7条第1項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 法人は、法人法第7条第2項又は第3項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(業務の範囲)

第6条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- 一 鹿屋体育大学（以下「本学」という。）を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項各号に掲げるもののほか、本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号。以下「法人法施行令」という。）第3条に定めるものを実施する者に出資し、これに附帯する業務を行うことができる。

第2章 法人の組織

第1節 役員及び職員

(役員)

第7条 法人に、役員として、その長である学長及び監事2人を置く。

2 法人に、役員として、理事3人を置く。

3 前項の理事には、1人以上の非常勤の理事を含むものとする。

(学長の職務)

第8条 学長は、本学の業務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

(学長の選考、公表及び任期)

第9条 学長は、第23条に定める学長選考・監察会議が選考し、法人の申出に基づいて文部科学大臣が任命する。

2 前項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により行うものとする。

3 前項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号。以下「施行規則」という。）第1条の5で定める事項を、学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更した時は当該基準を、それぞ

れ遅滞なく公表しなければならない。

- 4 学長選考・監察会議の構成その他学長選考に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、別に定める。

(理事の職務)

第10条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

- 2 常勤の理事は、理事としての本来の職務に支障がない範囲で、理事としての業務に加えて、大学の業務を行うことができる。

(理事の任命及び任期)

第11条 理事は、第9条第2項に規定する者のうちから、学長が任命する。

- 2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表するものとする。
- 3 学長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにするものとする。
- 4 理事の任期は、6年を超えない範囲内で、学長が別に定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

(監事の職務)

第12条 監事は、法人の業務を監査する。

- 2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(監事の任命及び任期)

第13条 監事は、文部科学大臣が任命する。

- 2 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第47条第2項に規定する財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 監事は、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるものとする。

(職員)

第14条 第37条に定める本学の職員は、法人の役員である者を除き、法人の職員とする。

- 2 職員は、学長が任命する。

第2節 役員欠格条項及び解任

(役員欠格条項)

第15条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で法人法施行令第2条に定める者は、非常勤の理事となることができる。

(学長解任の申出)

第16条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認められるときは、文部科学大臣に学長解任を申し出るものとする。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 前各号に規定するもののほか、学長の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪

化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でない認められるとき。

- 2 前項に定めるもののほか、学長解任に関し必要な事項は、学長選考・監察会議の議を経て、別に定める。

(理事の解任)

第17条 学長は、理事が第15条の規定により理事となることができない者に該当するに至ったときは、その理事を解任するものとする。

- 2 学長は、理事が次の各号のいずれかに該当するとき、その他理事たるに適しないと認められるときは、その理事を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
 - 三 前各号に規定するもののほか、理事の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、理事に引き続き当該職務を行わせることが適当でない認められるとき。
- 3 学長は、理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表するものとする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第18条 法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第19条 法人の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3節 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考・監察会議等

(役員会)

第20条 法人に、役員会（法人法第11条に規定する役員会をいう。以下同じ。）を置く。

- 2 役員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第21条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会は、法人の経営に関する学内の代表者及び学外の有識者で構成する。
- 3 経営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第22条 法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会は、本学の教育研究に関する学内の代表者で構成する。
- 3 教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第23条 法人に、法人法第12条に規定する業務を行う会議として、学長選考・監察会議を置く。

- 2 学長選考・監察会議の組織及び運営に関する事項は、学長選考・監察会議が定める。

(運営企画会議)

第24条 法人に、教育研究、組織運営及び施設設備の状況の点検・評価及び質の保証並びに改

善・向上に関する重要事項を審議するとともに、法人運営、教育研究及び大学運営に関する企画立案及び連絡調整を行う機関として、運営企画会議を置く。

2 運営企画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(室)

第24条の2 法人に、法人の管理運営に関する重要事項に対応するため、教員と事務職員が協働する組織として、室を置くことができる。

2 室長は学長が指名する。

3 室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 事務組織

(事務局)

第25条 法人に、事務組織として事務局を置く。

2 事務局の長として事務局長を置き、その職務は、財務会計、資産運用、施設・環境、自己収入の管理・獲得及び事務総括とする。

3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(監査室)

第25条の2 法人に、事務組織として監査室を置く。

2 監査室に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 中期目標及び中期計画等

第1節 中期目標及び中期計画等

(中期目標)

第26条 中期目標とは、6年間に於いて法人が達成すべき業務運営に関する目標であつて、法人法第30条第1項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

2 法人は、文部科学大臣が前項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、文部科学大臣に意見を述べるものとする。

3 法人は、法人法で定めるところにより、当該中期目標に係る業務実績等報告書を国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）に提出するとともに、これを公表するものとする。

(中期計画)

第27条 法人は、前条の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、施行規則第6条及び第7条に定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画（以下「中期計画」という。）として作成し、文部科学大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表するものとする。

第28条 削除

(業務方法書)

第29条 法人は、業務開始の際、施行規則第11条に定めるところにより、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表するものとする。

第4章 大学の組織

第1節 教育研究組織等

(学部)

第30条 本学に、教育研究上の基本となる組織として、体育学部（以下「学部」という。）を置く。

(大学院)

第31条 本学に、大学院を置き、体育学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(教員組織)

第32条 本学に、教員組織として、次に掲げる系を置く。

- スポーツ・武道実践科学系
- スポーツ生命科学系
- スポーツ人文・応用社会科学系

第33条 削除

(附属図書館)

第34条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(スポーツイノベーション推進機構)

第34条の2 本学に、研究資源を統合し、先端的な研究を推進するため、スポーツイノベーション推進機構（以下「機構」という。）を置く。

2 機構に、前項に掲げる目的を遂行するために、次の部門を置く。

- 一 スポーツサイエンス部門
- 二 スポーツパフォーマンス・コーチング部門
- 三 ヘルス・スポーツプロモーション部門

3 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第35条 本学に、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次の学内共同教育研究施設を置く。

- 一 国際交流センター
- 二 海洋スポーツセンター
- 三 アドミッションセンター
- 四 スポーツ情報センター
- 五 キャリア形成支援センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第36条 本学に、学生及び職員の健康管理及び健康増進に関する専門的業務を行うため、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

第2節 職員及び大学の組織の長

(職員)

第37条 本学に、職員として、学長、副学長、教育職員、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法の定めによるほか、学長が定めるものとする。

- 3 第1項の副学長は、常勤の理事が兼務できるものとする。
- 4 第1項の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。
- 5 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

- 第37条の2 学長は、本学の常勤の教員以外の職員に対して客員教授又は客員准教授を称せしめることができる。
- 2 客員教授及び客員准教授に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(学長補佐)

- 第38条 本学に、第37条に定めるもののほか、学長が指定した職務を助けるため、学長補佐を置き、教授をもって充てる。

(附属図書館長)

- 第39条 附属図書館に館長を置く。
- 2 附属図書館長は、附属図書館の管理運営に関する業務を統括する。

(スポーツイノベーション推進機構長等)

- 第39条の2 機構に機構長を置く。
- 2 機構長は、機構の管理運営に関する業務を統括する。
 - 3 機構の部門にそれぞれ長を置く。
 - 4 前項の部門の長は、その所掌する部門に関する業務を掌理する。

(学内共同教育研究施設の長)

- 第40条 学内共同教育研究施設にそれぞれ長を置く。
- 2 前項の施設の長は、その所掌する施設の管理運営に関する業務を掌理する。

(保健管理センター所長)

- 第41条 保健管理センターに所長を置く。
- 2 保健管理センター所長は、保健管理センターの所務に関する業務を掌理する。

第3節 大学の運営組織

第42条 削除

(常任委員会等)

- 第43条 本学に、大学運営に関する重要事項を専門的に審議するため、常任委員会その他必要な委員会等を置く。
- 2 常任委員会その他必要な委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

- 第44条 学部に、学部の教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。
- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院体育学研究科委員会)

- 第45条 研究科に、研究科の教育研究に関する事項を審議するため、大学院体育学研究科委員会を置く。
- 2 大学院体育学研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(系会議)

- 第46条 第32条に定める系の円滑な運営を図るため、系会議を置く。

- 2 系会議に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(財務及び会計)

第47条 法人の会計は、施行規則で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

- 2 法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他施行規則で定める書類及びこれらの附属明細書（次項において「財務諸表」という。）等を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 法人は、前項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに当該事業年度の事業報告書、予算の区分に従い作成した決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を事務所に備え置くとともに、施行規則第16条に定める期間、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 法人の財務及び会計に関し必要な事項は、別に定める。

(人事管理)

第48条 法人は、その役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の規定は、法人の職員について準用する。この場合において、「報酬」とあるのは「給与」と読み替えるものとする。
- 3 法人の人事管理に関し必要な事項は、別に定める。

(職員宿舍)

第49条 法人に、職員の能率的な職務遂行を確保し、もって法人の事務及び事業の円滑な運営を図るため、職員宿舍を置く。

- 2 職員宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第50条 第6条第1項第4号に定める公開講座の開設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 法人の設立時に任命されたものとされる学長の任期は、第9条第4項の規定にかかわらず、平成16年7月31日までとする。
- 3 この通則施行後最初に選考される第35条第1項第2号、第4号及び第5号に規定する学内共同教育研究施設の長は、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された鹿屋体育大学（以下「旧大学」という。）が廃止された時の学内共同教育研究施設の長とし、その任期は、旧大学の学内共同教育研究施設の長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平18.5.11規則第13号）

この通則は、平成18年5月11日から施行する。

附 則（平18.9.21規則第21号）

この通則は、平成18年9月21日から施行する。

附 則（平19. 3. 22規則第4号）
この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平23. 2. 7規則第2号）
この通則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23. 12. 1規則第24号）
この通則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平27. 3. 27規則第14号）
この通則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27. 6. 26規則第31号）
1. この通則は、平成27年6月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
2. この通則の施行日の前日において、現に監事の職にある者の任期は、第13条の第2項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平27. 12. 28規則第41号）
この通則は、平成27年12月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平28. 11. 2 規則第31号）
この通則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平29. 12. 22規則第32号）
この通則は、平成29年12月22日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

附 則（平30. 3. 29規則第13号）
この通則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 3. 22規則第6号）
この通則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令3. 5. 26規則39号）
この通則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令4. 2. 2規則第1号）
この通則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令4. 10. 28規則第54号）
この通則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令5. 3. 16規則第7号）
この通則は、令和5年4月1日から施行する。